

改正後	現行	説明
熊本市一般廃棄物（ごみ）収集運搬業許可事務要綱 制定 平成10年11月25日環境保全局長決裁 改正 平成16年 4月 1日環境保全局長決裁 平成18年 4月 1日環境保全局長決裁 平成19年 4月 1日環境保全局長決裁 平成21年 9月 1日環境保全局長決裁 平成22年 3月23日環境保全局長決裁 平成25年 1月15日ごみ減量推進課長決裁 平成25年 8月 2日ごみ減量推進課長決裁 平成26年 3月 7日ごみ減量推進課長決裁 平成28年 4月 1日ごみ減量推進課長決裁 平成31年 2月26日環境局長決裁 令和 4年 6月20日環境局長決裁 令和 6年12月 1日環境局長決裁 令和 7年 7月24日事業ごみ対策課長決裁 （趣旨） 右同 （許可の対象者） 右同	熊本市一般廃棄物（ごみ）収集運搬業許可事務要綱 制定 平成10年11月25日環境保全局長決裁 改正 平成16年 4月 1日環境保全局長決裁 平成18年 4月 1日環境保全局長決裁 平成19年 4月 1日環境保全局長決裁 平成21年 9月 1日環境保全局長決裁 平成22年 3月23日環境保全局長決裁 平成25年 1月15日ごみ減量推進課長決裁 平成25年 8月 2日ごみ減量推進課長決裁 平成26年 3月 7日ごみ減量推進課長決裁 平成28年 4月 1日ごみ減量推進課長決裁 平成31年 2月26日環境局長決裁 令和 4年 6月20日環境局長決裁 令和 6年12月 1日環境局長決裁 （趣旨） 第1条 この要綱は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「法」という。）第7条第1項及び第7条の2第1項に規定する一般廃棄物収集運搬業（ごみ）の許可及び変更の許可の事務に関して必要な事項を定めるものとする。 （許可の対象者） 第2条 前条の許可の対象となる者は、次に掲げる要件を満たしていなければならないこととする。 (1) その事業計画が熊本市の一般廃棄物処理計画に適合していること。	追加

(許可申請説明会) 右同 (許可の申請) 右同 (車両等の検査) 右同	の各号に示すとおり実施する。 (1) 事前協議書の受理 4 月 1 日から 1 1 月末日まで (2) 許可申請説明会の通知 1 月上旬 (3) 許可申請説明会 1 月下旬 (4) 許可申請受付 2 月上旬 (5) 書類審査 2 月上旬～3 月上旬 (6) 車両等の検査 2 月中旬～3 月上旬 (7) 許可審査会 3 月上旬 (8) 許可証交付 3 月下旬 (9) 許可日 4 月 1 日 (許可申請説明会) 第 5 条 法第 7 条第 1 項の許可又は当該許可の更新に伴う申請を行おうとする者は、前条第 3 号に規定する許可申請説明会に参加しなければならないこととする。 (許可の申請) 第 6 条 法第 7 条第 1 項の許可又は当該許可の更新を受けようとする者は、別表第 1 に示す書類を記載する順番で取りまとめ、提出しなければならないこととする。 2 法第 7 条の 2 第 1 項に規定する変更の許可を受けようとする者は、別表第 2 に示す書類を記載する順番で取りまとめ、提出しなければならないこととする。 (車両等の検査) 第 7 条 熊本市廃棄物の処理及び清掃に関する条例施行規則(平成 2 年規則第 6 5 号。以下「条例規則」という。)第 4 条第 1 項の規定に基づき市長が行う検査は、車両、車庫、洗車場及び事務所等について、市が指定する日に行うものとする。 2 車両の検査の適合基準は、次に掲げるとおりとする。 (1) 車両の両側と後部に収集運搬業者名(法人の場合は名	
--	---	--

(遵守義務) 右同	称、個人の場合は屋号等とする。)が表示されていること。 (2) 一般廃棄物が飛散し、及び流出し、並びに悪臭又は汚水が漏れるおそれのないように整備されていること。 (3) 機械式塵芥車でないときは、シート及びロープを備えていること。 (4) 機械式塵芥車は、業務を安全かつ衛生的に行うことができるように整備されていること。 3 車庫の検査の適合基準は、次に掲げるとおりとする。 (1) 収集運搬車両が全て駐車することができる面積を有していること。 (2) 一般廃棄物の飛散、流出及び保管並びに汚水の地下浸透等がなく、清潔に保たれていること。 4 事務所等の検査の適合基準は、次に掲げるとおりとする。 (1) 一般廃棄物の収集運搬に関する帳簿を備え、記載し、保存していること。ただし、6年以上経過したものについては、この限りでない。 (2) 事務所には、市の業務時間帯において、随時市が行う連絡を受信することができる体制が整備されていること。 5 第1項の検査において不備な事項があったときは、当該事項を改善し、市の指示により再検査を受けなければならないこととする。 (遵守義務) 第8条 法第7条第1項又は法第7条の2第1項の許可を受けた一般廃棄物収集運搬業者（以下「一般廃棄物収集運搬許可業者」という。）は、次に掲げる事項を遵守しなければならないこととする。	
-------------------------	--	--

(審査会) 右同 (一般廃棄物収集運搬許可業者が市外の指定引取場所等に特定家庭用機器再商品化法対象物を収集運搬する場合の特例)	(1) 熊本市域以外の区域（以下「市外」という。）において本市の許可に基づく収集運搬を行わないこと。 (2) 一般廃棄物の収集運搬に使用する車両は、あらかじめ市に届出を行い、検査を受け、運転席及び助手席の扉に登録を受けた車両であることを証するステッカーを貼付すること。 (3) 収集運搬車両には、一般廃棄物収集運搬業許可証の写し及び一般廃棄物収集運搬業車両証明書の写しを常時携帯しておくこと。 (4) 市外で発生した廃棄物を、市の一般廃棄物処理施設（以下「市施設」という。）及び市長が法第7条第6項の規定に基づき許可した一般廃棄物処分業者の一般廃棄物処理施設（以下「民間施設」という。）に持ち込まないこと。 (5) 排出者があらかじめ種類ごとに分別した廃棄物を混合して収集しないこと。 (6) 収集運搬に伴う悪臭、騒音及び振動により生活環境保全上支障を生じないようにすること。 (7) 一般廃棄物の積替え及び保管は行わないこと。 (8) 車両の最大積載量を超えて積み込まないこと。 (9) 収集運搬車両及び車庫は常に清潔に保つこと。 (10) その他関係法令の規定を遵守すること。 (審査会) 第9条 法第7条第1項及び第16条第1項の規定に基づく法第7条の2第1項の許可は、一般廃棄物（ごみ）収集運搬業許可審査会の審査を経て行うものとする。 (一般廃棄物収集運搬許可業者が市外の指定引取場所等に特定家庭用機器再商品化法対象物を収集運搬する場合の特例)	
--	---	--

右同 (市内の指定引取場所に特定廃家電のみを収集運搬する場合の特例) 右同	第 1 0 条 一般廃棄物収集運搬許可業者が収集した特定家庭用機器再商品化法（平成 1 0 年法律第 9 7 号。以下「家電リサイクル法」という。）第 2 条第 5 項に規定する特定家庭用機器廃棄物（以下「特定廃家電」という。）を持ち込むことができる施設は、家電リサイクル法第 1 7 条に規定する指定引取場所又は民間施設であり、かつ、特定廃家電を処分することができる施設とする。 2 特定廃家電は、他の一般廃棄物と混載することのないようにして収集運搬を行うものとする。 3 特定廃家電は、再商品化等の妨げにならない方法で収集運搬を行うものとする。 4 市内で発生した特定廃家電を収集運搬するときに使用する車両については、当該特定廃家電を市外の指定引取場所に持ち込む場合に限り、第 2 条第 6 号の規定は、適用しないこととする。 5 前項の場合において使用する車両（既に一般廃棄物の収集運搬車両として登録された車両を含む。）については、あらかじめ市に届け出なければならないこととする。 (市内の指定引取場所に特定廃家電のみを収集運搬する場合の特例) 第 1 0 条の 2 一般家庭から廃棄される特定廃家電のみを収集運搬する者が、法第 7 条第 1 項の許可を受けようとするときは、第 2 条第 5 号及び第 7 号、第 3 条、第 4 条、第 5 条並びに第 9 条の規定は、適用しないこととする。 2 次の各号のいずれにも該当する場合は、第 2 条第 2 号、第 3 号、第 5 号、第 6 号及び第 7 号、第 3 条、第 4 条、第 5 条、第 8 条第 4 号並びに第 9 条の規定は、適用しないこととする。 (1) 特定廃家電のみの収集運搬を行う場合	
--	--	--

右同 (一般廃棄物収集運搬許可業者が広域処理を目的とした市外の一般廃棄物を市施設に収集運搬する場合の特例) 右同	第14条 造園作業に伴い発生する一般廃棄物（以下「落ち葉等」という。）のみの収集運搬を行う者であって、次の各号のいずれにも該当する者が法第7条第1項の許可を受けようとするときは、第2条第2号、第3号、第5号、第7号及び第8号、第3条、第4条、第5条並びに第9条の規定は適用しないこととする。 (1) 造園作業に伴い発生する落ち葉等のみの収集運搬を行う者 (2) 造園業又はそれに類似する事業を営んでいる者 3 市外で発生した落ち葉等を市内の一般廃棄物のリサイクルを行う施設を有する一般廃棄物処分業者（法第7条第6項の規定による許可を受けたものに限る。）に持ち込む場合又は市内で発生した落ち葉等を市外の一般廃棄物のリサイクルを行う施設を有する一般廃棄物処分業者（法第7条第6項の規定による許可を受けたものに限る。）に持ち込む場合に限り、第2条第6号の規定は適用しないこととする。 4 第3項の規定において特定再生資源を収集運搬する車両（既に一般廃棄物の収集運搬車両として登録された車両を含む。）については、あらかじめ市に届け出なければならないこととする。 5 落ち葉等とは、落ち葉のほか、樹木から落下した小枝、花及び果実をいう。 6 造園作業とは、樹木のせん定作業又は庭等の維持管理のために落ち葉等を清掃する作業をいう。 (一般廃棄物収集運搬許可業者が広域処理を目的とした市外の一般廃棄物を市施設に収集運搬する場合の特例) 第15条 一般廃棄物収集運搬許可業者が、本市と一般廃棄物処理業務委託契約を締結した自治体の一般廃棄物収集運	
---	---	--

(許可証等) 右同	搬業の許可を有しており、広域処理を目的とした市外の一般廃棄物（以下「広域処理廃棄物」という。）を市施設に持ち込む場合に限り、第2条第6号、第8条第4号の規定は、適用しないこととする。また、本市と一般廃棄物処理業務委託契約を締結した自治体において、産業廃棄物収集運搬業に使用する車両と一般廃棄物収集運搬業に使用する車両の兼用を認めている場合には、第2条第5号の規定についても適用しないこととする。 2 前項の規定において広域処理廃棄物を収集運搬する車両（既に一般廃棄物の収集運搬車両として登録された車両を含む。）については、あらかじめ市に届け出なければならないこととする。 (広域処理廃棄物を市施設に収集運搬する場合の特例) 第15条の2 広域処理を目的として、市外で発生した一般廃棄物を市施設へと持ち込む者であって、次の各号のいずれにも該当する者が、法第7条第1項の許可を受けようとするときは、第2条第2号、第3号、第6号及び第7号、第3条、第4条、第5条、第8条第4号並びに第9条の規定は、適用しないこととする。 (1) 本市と一般廃棄物処理業務委託契約を締結している自治体で発生する一般廃棄物の収集運搬を行う者 (2) 前号の自治体の一般廃棄物収集運搬業の許可を有している者 2 前項第1号の自治体において、産業廃棄物収集運搬業に使用する車両と一般廃棄物収集運搬業に使用する車両の兼用を認めている場合には、第2条第5号の規定についても適用しないこととする。 (許可証等) 第16条 市長は、第7条第1項又は法第7条の2第1項の	
-------------------------	--	--

の要綱を渡して説明し、施行日以降の更新許可日までに業務を高度化させるものとする。 附 則 この要綱は、平成１６年４月１日から施行する。 附 則 この要綱は、平成１８年４月１日から施行する。 附 則 (施行日) １ この要綱は、平成１９年４月１日から施行する。 (経過措置) ２ 市長は、平成２９年１１月３０日までの間、第１１条、第１２条及び第１３条第２項の規定に基づく許可を取得した者に対して、搬入カードを貸与しないものとする。 附 則 この要綱は、平成２１年９月１日から施行する。 附 則 (施行日) １ この要綱は、平成２２年３月２３日から施行する。 (経過措置) ２ 鹿本郡植木町の編入の日前に旧植木町一般廃棄物（ごみ）処理業許可事務要綱（平成９年７月１４日告示第５２号）の規定によりなされた決定、手続その他の行為は、この要綱の相当規定によりなされたものとみなす。 ３ 旧鹿本郡植木町の区域のみで一般廃棄物収集運搬業を行う場合については、平成３１年３月３１日までの間、第２条第７号及び第８号の規定は、適用しない。 ４ 旧鹿本郡植木町の編入前の本市の区域において一般廃棄物収集運搬業を行う者は、平成３１年３月３１日までの間、それぞれの区域で使用する車両は、それぞれ別の車両	の要綱を渡して説明し、施行日以降の更新許可日までに業務を高度化させるものとする。 附 則 この要綱は、平成１６年４月１日から施行する。 附 則 この要綱は、平成１８年４月１日から施行する。 附 則 (施行日) １ この要綱は、平成１９年４月１日から施行する。 (経過措置) ２ 市長は、平成２９年１１月３０日までの間、第１１条、第１２条及び第１３条第２項の規定に基づく許可を取得した者に対して、搬入カードを貸与しないものとする。 附 則 この要綱は、平成２１年９月１日から施行する。 附 則 (施行日) １ この要綱は、平成２２年３月２３日から施行する。 (経過措置) ２ 鹿本郡植木町の編入の日前に旧植木町一般廃棄物（ごみ）処理業許可事務要綱（平成９年７月１４日告示第５２号）の規定によりなされた決定、手続その他の行為は、この要綱の相当規定によりなされたものとみなす。 ３ 旧鹿本郡植木町の区域のみで一般廃棄物収集運搬業を行う場合については、平成３１年３月３１日までの間、第２条第７号及び第８号の規定は、適用しない。 ４ 旧鹿本郡植木町の編入前の本市の区域において一般廃棄物収集運搬業を行う者は、平成３１年３月３１日までの間、それぞれの区域で使用する車両は、それぞれ別の車両	
---	---	--

を使用するものとする。 附 則 この要綱は、平成２５年１月１５日から施行する。 附 則 この要綱は、平成２５年８月２日から施行する。 附 則 この要綱は、平成２６年４月１日から施行する。 附 則 この要綱は、平成２８年４月１日から施行する。 附 則 この要綱は、平成３１年４月１日から施行する。 附 則 この要綱は、令和４年６月２０日から施行する。 附 則 この要綱は、令和６年１２月 １日から施行する。 附 則 この要綱は、令和７年１０月 １日から施行する。	を使用するものとする。 附 則 この要綱は、平成２５年１月１５日から施行する。 附 則 この要綱は、平成２５年８月２日から施行する。 附 則 この要綱は、平成２６年４月１日から施行する。 附 則 この要綱は、平成２８年４月１日から施行する。 附 則 この要綱は、平成３１年４月１日から施行する。 附 則 この要綱は、令和４年６月２０日から施行する。 附 則 この要綱は、令和６年１２月 １日から施行する。 _____ _____	追加
---	---	-----------